

個人金融資産動向：2025年第2四半期 —株式市場の回復を背景に2四半期ぶり過去最高—

大川 隼人

■ 要 約 ■

1. 日本銀行「資金循環統計」によれば、2025年6月末時点の個人金融資産残高は2,238兆7,250億円となり、2四半期ぶりに過去最高を更新した（前期比1.8%増、前年同期比1.0%増）。2025年4～6月において、賞与支給月を含むため全体で11.2兆円の資金純流入があったほか、株式市場の堅調を背景に、株式等が前期比5.7%増、投資信託が同7.4%増となった。
2. 2025年第2四半期（4～6月）中の動きを見ると、「現金・預金」は6.6兆円の資金純流入となったが流入規模は直近2年の同期比で見て縮小傾向にある。その一方で、「債務証券」は10四半期連続、「投資信託」は21四半期連続の資金純流入となり、有価証券への資金のシフトは継続していると見られる。「上場株式」は株価上昇局面での利益確定売りが優勢となり資金純流出となった。
3. 高齢化の進展に伴い世代間資産移転が注目される中、贈与税の申告納税方式の一つである相続時精算課税制度の利用が増加している。特に住宅取得資金や教育資金の援助ニーズの高まりや、老老相続の増加が本制度の利用を後押ししており、今後も利用がさらに拡大する可能性が高い。政府が「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」を進める中で、世代間資産移転の前倒しが一層進行するものと考えられる。

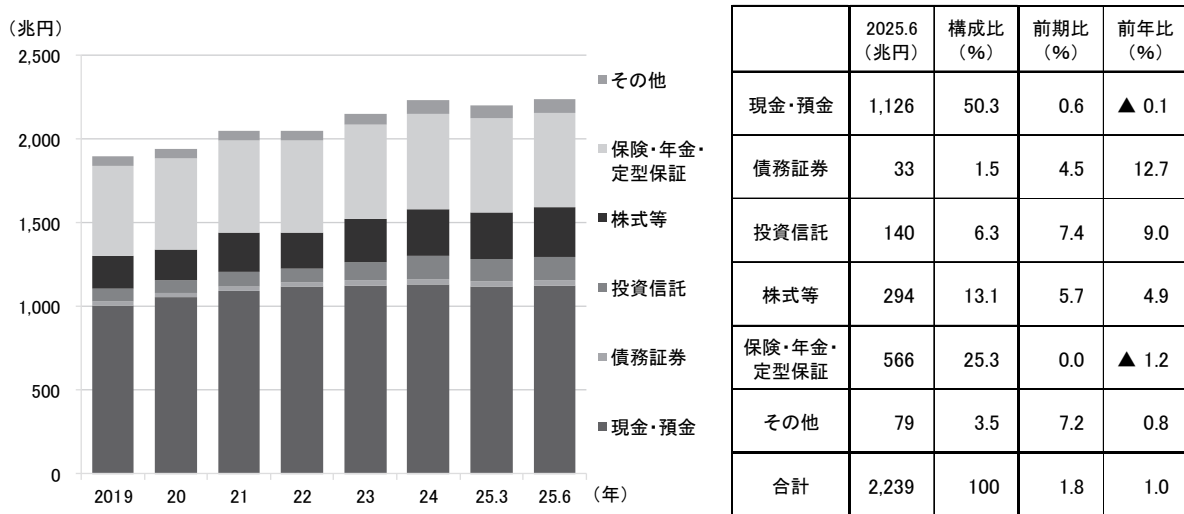
野村資本市場研究所 関連論文等

- ・大川隼人「個人金融資産動向：2025年第1四半期—前期比で減少も、有価証券へのシフトは継続—」『野村資本市場クォーターリー』2025年夏号。
- ・野村亜紀子「『世代間の投資の継承』支援を目指す家族サポート証券口座」『野村資本市場クォーターリー』2025年春号。
- ・宮本佐知子「改正相続法の施行で改めて注目される遺言・相続」『野村資本市場クォーターリー』2020年秋号。

I 資金循環統計から見る個人金融資産の概況

2025年9月18日公表の日本銀行「資金循環統計（速報）（2025年第2四半期）」によると、2025年6月末時点の個人金融資産残高は2,238兆7,250億円となり、2四半期ぶりに過去最高を更新した（前期比1.8%増、前年同期比1.0%増）。2025年4～6月において、賞与支給月を含むため全体で11.2兆円の資金純流入があったほか、株式市場の堅調を背景に、株式等が前期比5.7%増、投資信託が同7.4%増となった（図表1）。

図表1 個人金融資産残高の内訳（2025年6月末）



(注) 1. 2019～2024年は各年末の値。
2. 表は四捨五入した値を表示。

(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

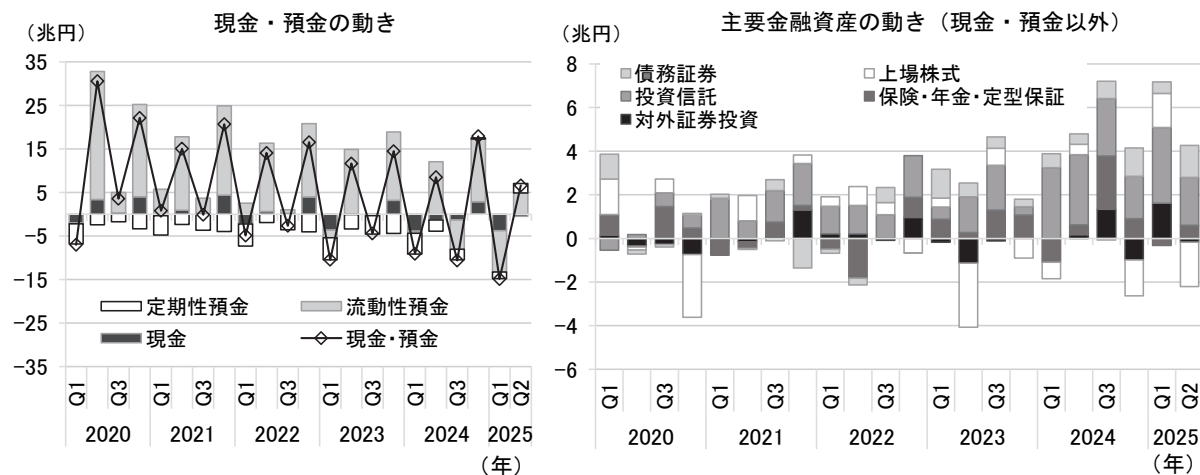
II 主な金融資産を巡る動向

図表2は、四半期ごとの主な金融資産の純流出入（フロー）の動きを示している。2025年第2四半期（4～6月期）を中心とする足元の動向は以下の通りである。

1. 現金・預金：純流入も、流入規模は縮小傾向

2025年第2四半期の「現金・預金」は6.6兆円の資金純流入となった。例年、4～6月期は賞与支給月を含むため純流入となる傾向があるが、前年の8.5兆円、前々年の11.6兆円と比べて、流入規模は縮小している。この背景には、インフレによる家計支出の増加と、現金の実質価値の目減りを懸念した定期預金や有価証券への資金シフトがあると考えられる。消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合）は、2025年5月に前年同月比で3.7%

図表2 主な金融資産における資金純流出入（四半期ベース）



（出所）日本銀行より野村資本市場研究所作成

上昇しており、同年3月から3か月連続で伸び率が拡大していた¹。また、「定期性預金」は2.2兆円の純流入となり、2011年4～6月期以来14年ぶりの規模となった。利上げに伴う定期預金金利の上昇が要因と見られる。

2. 債務証券：10四半期連続の純流入

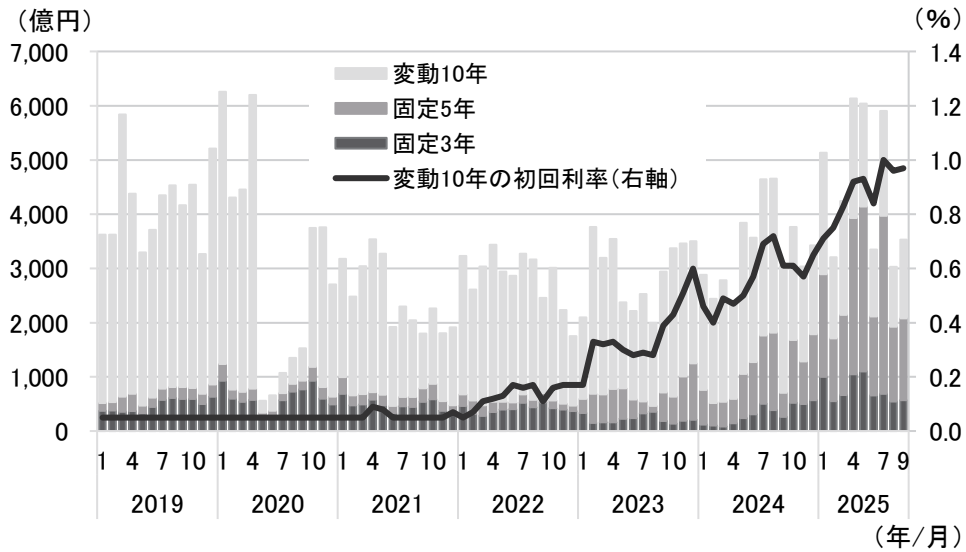
2025年第2四半期の債務証券は1兆4,675億円の資金純流入となり、10四半期連続の純流入となった。個人が保有する債務証券のうち、約5割を占める「国債」は1兆1,059億円の資金純流入となり、1兆円を上回ったのは2007年7～9月期以来のこととなった。個人向け国債の初回適用利率の上昇が、引き続き個人投資家の関心を集めていると見られる。2025年4月募集（2025年5月発行）の変動10年国債（第181回）の初回適用利率は0.93%に上昇し、同月募集分の個人向け国債販売額（3年、5年、10年の合計）は6,043億円と、2020年4月以降では前月に次いで2番目の販売額となった（図表3）。

債務証券のうち、約3割を占める「事業債」は2,964億円の資金純流入であった。2022年までは個人が保有する事業債残高は横ばいとなっていたが、市場金利の上昇を背景に、2023年から残高を増やしている（図表4）。また、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）のデータによれば、2025年1～6月（払込日ベース）の個人向け社債の発行額は1兆4,300億円となり、2024年と同水準の発行ペースで推移している（図表5）²。

¹ 総務省「消費者物価指数（全国 2025年8月分）」2025年9月19日。

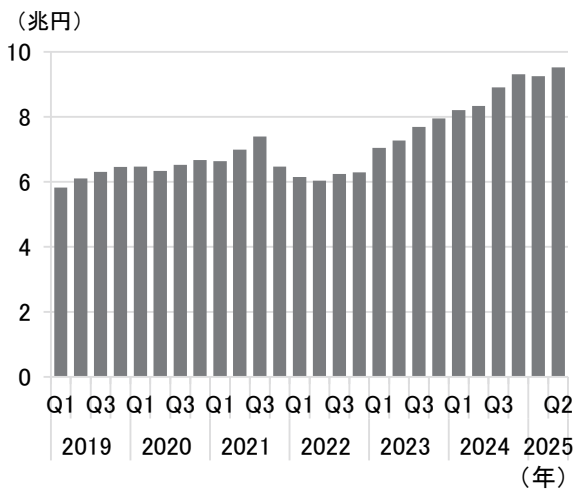
² LSEGがリテール向けと分類した円建て社債の発行金額の合計。

図表3 個人向け国債の販売額と利率の推移



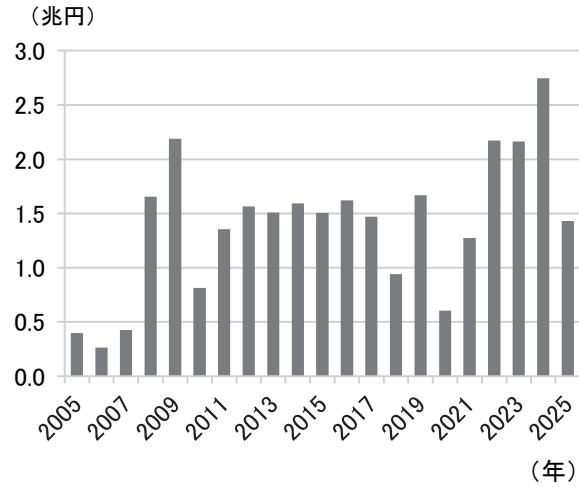
(注) データは2025年9月までを表示。
 (出所) 財務省より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

図表5 個人向け社債の発行金額の推移



注) 1. LSEG がリテール向けと分類した円建て債券の発行金額の合計。
 2. 払込日ベース、暦年ベース。2025年は1～6月の金額。
 (出所) LSEG より野村資本市場研究所作成

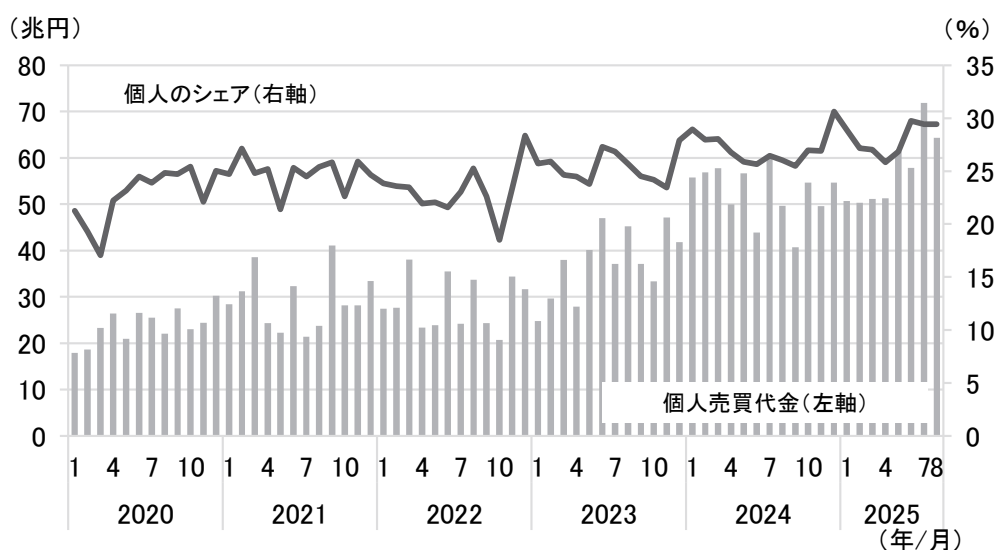
3. 上場株式：純流出、株価上昇による利益確定の売り優勢

2025年第2四半期の「上場株式」は2兆303億円の純流出となった。4月上旬に米国が各国に対する相互関税を発表したことをきっかけに世界の株式市場は急落したが、その後は回復基調となり、利益確定の売りが優勢となった。日経平均株価は4月7日に30,793円まで下落したが、6月30日の終値は40,487円にまで大きく回復した。

株式市場（東京・名古屋証券取引所）における個人部門の株式売買状況を見ると、月間売買代金の平均は、2022年は28.8兆円、2023年は37.4兆円、2024年は52.6兆円、2025年1～8月は57.3兆円と増加してきた（図表6）。売買代金で見ると個人部門の市場シェアは、2022年は23.1%、2023年は25.3%、2024年は27.1%、2025年1～8月は28.0%と上昇してきており、個人投資家の存在感は高まっていると言えよう。

また、投資部門別の株式売買差額を見ると、2025年4月は178億円の買い越しとなった（図表7）。その後、米中が関税引き下げに合意するなど貿易摩擦の激化に対する懸念が和らいだために株式市場は反発し、利益確定の売りが優勢となって5～6月は合計で1兆8,613億円の売り越しとなった。

図表6 株式市場における個人部門の売買状況



- (注) 1. 二市場（東京証券取引所と名古屋証券取引所）の合計。
 2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計。
 3. データは2025年8月までを表示。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

図表7 投資部門別の株式売買状況

(単位:億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2021年	2,812	▲ 12,082	15,520	2,385	▲ 4,623	▲ 7,846	▲ 22,826	▲ 1,250	3,433	24,541
2022年	11,774	▲ 1,222	51,892	3,227	▲ 7,100	▲ 9,456	▲ 3,877	▲ 717	▲ 22,501	▲ 18,160
2023年	▲ 29,193	▲ 10,029	49,012	6,540	▲ 5,661	▲ 9,319	▲ 60,173	▲ 5,822	31,215	35,925
2024年	▲ 20,139	▲ 11,121	78,842	8,124	▲ 13,395	▲ 12,045	▲ 37,694	▲ 2,024	1,541	9,830
2025年(1~8月)	▲ 30,038	▲ 6,925	76,329	3,840	▲ 15,010	▲ 9,676	▲ 37,341	▲ 1,320	40,031	▲ 21,899
2025年1月	8,629	▲ 1,125	8,813	924	▲ 811	▲ 1,251	▲ 7,869	▲ 152	4,167	▲ 13,497
2025年2月	10,824	739	8,379	737	▲ 1,317	▲ 1,594	▲ 777	10	▲ 9,397	▲ 7,593
2025年3月	▲ 5,575	▲ 1,368	3,346	362	▲ 636	▲ 805	▲ 4,775	362	▲ 14,907	201
2025年4月	178	3,337	9,400	467	▲ 413	▲ 709	▲ 377	▲ 147	11,979	443
2025年5月	▲ 11,948	279	14,810	401	▲ 4,055	▲ 1,352	▲ 9,214	▲ 570	22,765	▲ 380
2025年6月	▲ 6,665	1,581	10,072	1,209	▲ 1,663	▲ 843	▲ 6,537	▲ 351	9,266	▲ 334
2025年7月	▲ 14,084	▲ 5,038	10,710	1,055	▲ 4,108	▲ 1,601	▲ 13	▲ 374	15,494	▲ 266
2025年8月	▲ 11,397	▲ 5,330	10,799	▲ 1,315	▲ 2,007	▲ 1,521	▲ 7,779	▲ 98	664	▲ 473

(注) 1. 二市場（東京証券取引所と名古屋証券取引所）の合計。
2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

4. 投資信託：純流入、公募株式投信の資金流入は減少傾向

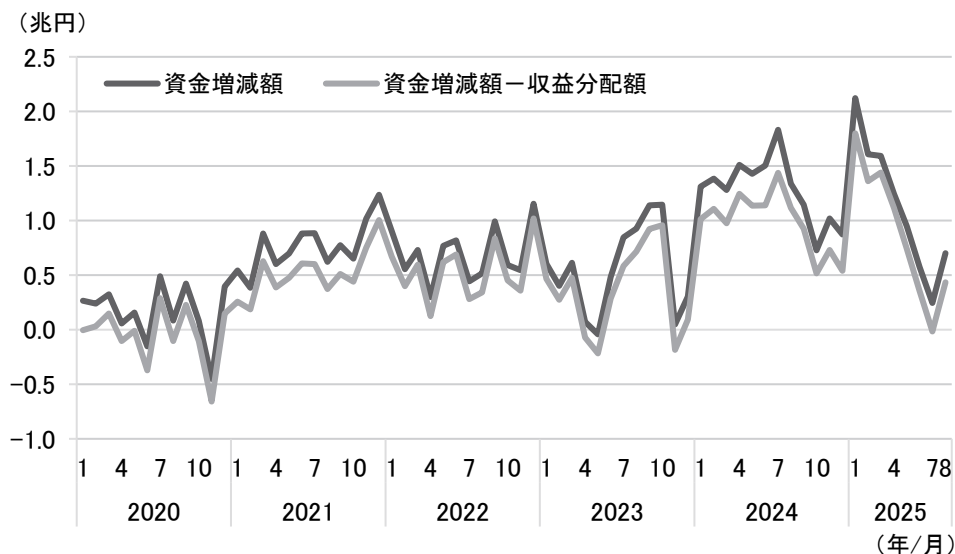
2025年第2四半期の「投資信託」は2兆1,887億円の資金純流入となり、21四半期連続の純流入となった。

公募株式投資信託（除くETF〔上場投資信託〕）への資金流入を投資信託協会のデータで見ると、資金増加額（設定額－〔解約額＋償還額〕）は2025年1月に過去最高の2兆1,212億円に達したが、以降は減少傾向にある（図表8）。2025年4月の急落以降、世界的に株価が最高値圏にある中で、リスク回避や利益確定売りが優勢となり、新規買いが手控えられた結果、資金流入が鈍化していると見られる。

投資信託市場における個人資金の流入先の大部分は、2024年に引き続き、世界または米国の株式指数を対象とするインデックス投信となっている。2025年1~7月の資金純増額ランキングを見ると、首位には「eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）」、2位に「eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）」とインデックス投信が並び、3位以下とは金額で大きく差をつけている（図表9）。

なお、足元では、米国市場のみを投資対象とするファンドの資金流入規模が減少傾向にある。例えば、「eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）」の2025年7月の資金流入額は918億円と、1,000億円を下回ったのは2023年12月以来で、新NISA（少額投資非課税制度）が始まった2024年1月以降初めてのことだった。一方で、グローバル株式に投資するアクティブ投信である「インベスコ 世界厳選株式オープン〈為替ヘッジなし〉（毎月決算型）」は同月に1,498億円が流入し、ファンド設定来の月間最高流入額を3か月連続で更新している。米国株の割高感に加え、米国の関税政策など先行き不透明感が強まる中で、一部の個人投資家の間で米国株離れの動きが生じていると考えられる。

図表 8 株式投信（除くETF）の資金流入



(注) データは2025年8月までを表示。
 (出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

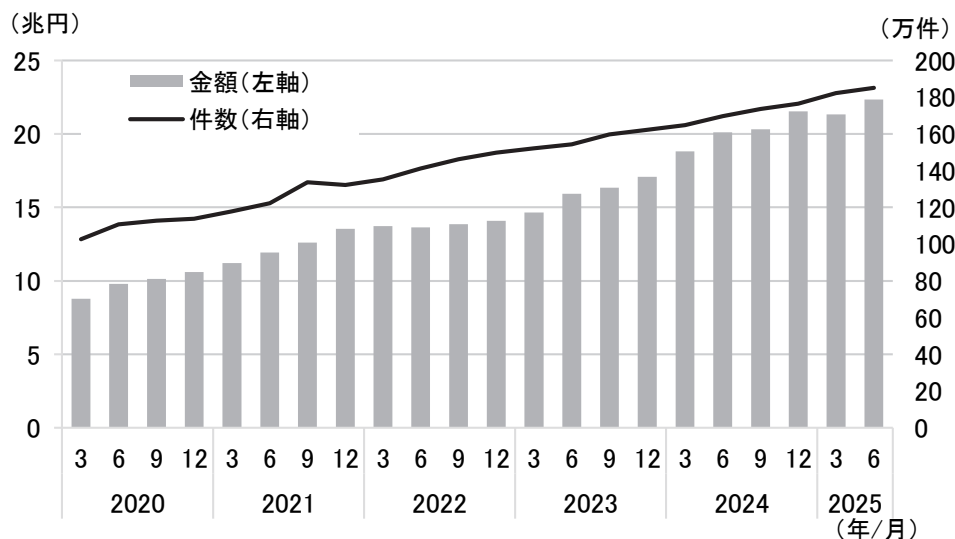
図表 9 投資信託の資金純増額ランキング

順位	2024年(1~12月)					2025年(1~7月)				
	ファンド名	投信会社	資金純増額	積立	成長	ファンド名	投信会社	資金純増額	積立	成長
1	eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	三菱UAM	23,549	●	●	eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	三菱UAM	13,897	●	●
2	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UAM	19,640	●	●	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UAM	12,796	●	●
3	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース 毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	11,258	-	-	インベスコ 世界厳選株式オープン <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	インベスコ	6,779	-	-
4	インベスコ 世界厳選株式オープン <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	インベスコ	6,735	-	-	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース 毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	3,337	-	-
5	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Bコース	アライアンス	3,516	-	●	iFreeNEXT FANG+インデックス	大和	2,357	●	●
6	楽天・プラス・S&P500 インデックス・ファンド	楽天	3,350	●	●	楽天・プラス・S&P500 インデックス・ファンド	楽天	1,985	●	●
7	HSBC インド・インフラ 株式オープン	HSBC	2,875	-	●	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)	フィデリティ	1,972	-	-
8	SBI・V・S&P500インデックス・ファンド	SBI	2,750	●	●	ビクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)	ビクテ	1,869	-	●
9	iFreeNEXT FANG+インデックス	大和	2,654	●	●	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Bコース	アライアンス	1,445	-	●
10	楽天・プラス・オールカントリー 株式インデックス・ファンド	楽天	2,360	●	●	SBI・V・S&P500インデックス・ファンド	SBI	1,380	●	●

(注) 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定された投信や償還された投信、上場投信は除外。
 2. 単位は億円。

(出所) R&I『ファンド情報』各号より野村資本市場研究所作成

図表 10 ラップ契約金額と件数の推移



(注) データは2025年6月までを表示。
 (出所) 日本投資顧問業協会より野村資本市場研究所作成

ラップ口座については、日本投資顧問業協会によると、2025年6月末時点の契約件数は185万1,649件、契約金額は22兆3,309億円となり、いずれも過去最高となっている（図表10）。2025年4月の株価急落局面を経ても契約件数の増加ペースは維持されており、足元の株価上昇が契約金額の増加に寄与していると考えられる。

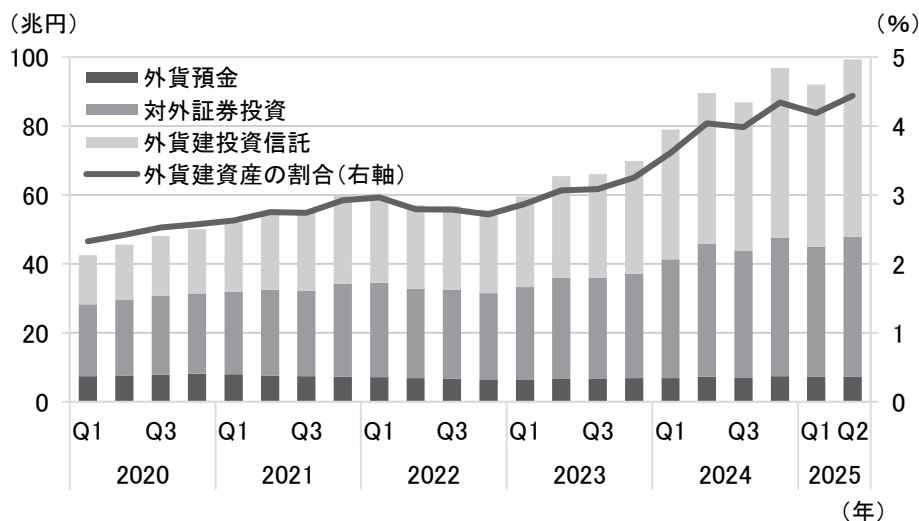
5. 外国資産：外貨建資産割合は2四半期ぶりに過去最高を更新

2025年第2四半期の外国資産は、「外貨預金」が208億円の純流入、「対外証券投資」が1,810億円の純流出となった。

個人が保有する外貨建て資産³が個人金融資産に占める割合は、2025年3月末時点で4.4%となり、2四半期ぶりに過去最高を更新した（図表11）。これは、2025年4～6月に対外証券投資は純流出となった一方で、株高の影響により、対外証券投資と外貨建投資信託の残高がそれぞれ増加したことによるもので、外貨建資産残高は過去最高の99.3兆円にまで増加した。

³ 外貨預金、対外証券投資、外貨建投資信託の合計。外貨建投資信託は、投資信託協会の公表データから公募株式投信のうち外貨建純資産総額が占める割合を算出し、資金循環統計における家計の投資信託残高にこれを乗ずることによって算出している。

図表 11 個人が保有する外貨建資産と個人金融資産に占める割合

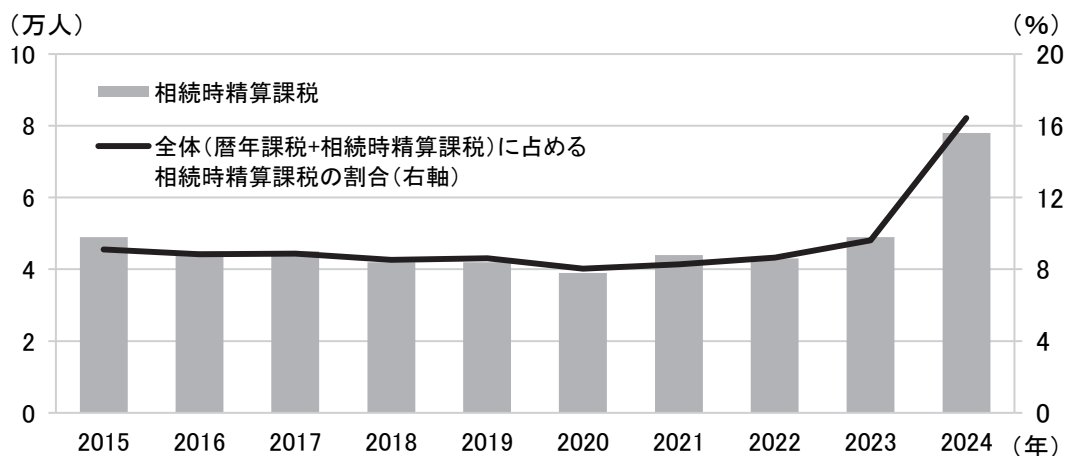


(出所) 日本銀行および投資信託協会より野村資本市場研究所作成

Ⅲ 相続時精算課税制度の利用拡大

贈与税の申告納税方式の一つである相続時精算課税制度の利用が増加している。国税庁によれば、2024年に相続時精算課税制度を適用して贈与税を申告した人数は7.8万人となり、2023年の4.9万人から大きく増加した(図表12)⁴。贈与税申告人員全体に占める割合も9.6%から16.4%へと増加している。以下では、相続時精算課税制度の利用増加の要因を実務面から概観し、今後の注目点について整理する。

図表 12 相続時精算課税の申告人員数の推移



(注) 相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用を含んでいる。

(出所) 国税庁「令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より野村資本市場研究所作成

⁴ 国税庁「令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」2025年5月。

1. 贈与税の課税方法の概要

贈与税は、個人間の贈与により財産を取得した者に対して課せられる税金である。課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、受贈者（贈与を受けた者）は贈与者（贈与をした者）ごとに課税方法を選択することができる（図表 13）。なお、相続時精算課税は一定の要件を満たした場合に限り選択可能であり、一度選択すると取り消しや変更はできない。

暦年課税は、毎年 110 万円までの贈与について非課税とする制度である。例えば、祖父母や親が、子や孫に対して毎年少しずつ資産を移転していく場合には適していると言える。一方で、110 万円の控除額を超過した分については累進課税が適用されるため、まとまった金額の資産を移転する場合には相続税率と比較して不利になる可能性がある⁵。

図表 13 暦年課税と相続時精算課税の比較

	暦年課税		相続時精算課税	
贈与者	誰でも可		60歳以上の父母または祖父母等（例外あり）	
受贈者	誰でも可		18歳以上の子または孫等	
控除額	毎年110万円		2023年12月31日以前の贈与	2024年1月1日以降の贈与
			2,500万円（一生の累計額）	毎年110万円＋毎年110万円の超過分につき、2,500万円（一生の累計額）
贈与税率	累進税率		累計2,500万円超過分につき、一律20%	毎年110万円を除く累計2,500万円超過分につき、一律20%
相続時の取扱い	2023年12月31日以前の贈与	2024年1月1日以降の贈与	贈与財産は全て相続財産に加算。納付済贈与税額は相続税額から控除（過払い分は還付）	贈与財産から毎年110万円を控除した金額を相続財産に加算。納付済贈与税額は相続税額から控除（過払い分は還付）
	相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算。納付済贈与税額は相続税額から控除	相続開始前7年以内の贈与財産を相続財産に加算。ただし、3年から延長した4年間に受けた贈与については総額100万円まで加算されない。納付済贈与税額は相続税額から控除		

- (注) 1. 下線は令和 5 (2023) 年度税制改正による変更点。
 2. 2027 年 1 月 1 日以降に開始する相続については加算期間が順次延長されるため、7 年以内となるのは 2031 年 1 月 1 日以降開始分からとなる。
 3. 2022 年 3 月 31 日以前の贈与により財産を取得した場合、受贈者は 20 歳以上を条件とする。

(出所) 野村證券「税金の本 (2025 年度版)」より野村資本市場研究所作成

⁵ 贈与税（暦年課税）と相続税はいずれも最高 55%の累進課税だが、贈与税は基礎控除が 110 万円と小さいため、まとまった金額を一度に贈与すると高税率帯に達しやすい。他方、相続税には「3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数」という大きな基礎控除があり、同額の資産移転であっても相続税の適用税率は低くなる傾向がある。

これに対し、相続時精算課税は、最大 2,500 万円までの贈与が非課税となる制度である。ただし、この非課税措置は相続時に精算されるため、相続財産と合算して相続税の課税対象となる。つまり、節税効果よりも資産移転のタイミングを前倒ししたい場合に適している方法と言える。例えば、住宅購入資金のようにまとまった資金を必要とするライフイベントの際に利用されることが多いと考えられる。

以上のように、両者を比較すると、暦年課税は資産移転のタイミングを分散させることによって節税効果を図るものであり、相続時精算課税は、まとまった資産の移転を相続発生前に前倒しする制度であると整理できる。受贈者は自身の状況や目的に応じて、適切な課税方法を選択できるようになっている。ただし、前述の通り、相続時精算課税を一度選択した場合には、取り消し（暦年課税への再変更）はできないため、慎重な判断が求められることには注意が必要である。

2. 相続時精算課税の利用拡大の背景

相続時精算課税の利用件数が 2024 年に入り急増した背景としては、2023 年（令和 5 年）度の税制改正が最も大きな要因であると考えられる。これに加え、住宅資金の高騰や教育資金・子育て支援ニーズの拡大といった具体的なニーズの変化や、実務の現場での行動様式の変化も背景にあると考えられる。

1) 税制改正による暦年課税から相続時精算課税へのシフト

前掲の図表 13 にもある通り、2023 年度の改正により、暦年課税における贈与財産の相続財産への加算対象期間が従来の 3 年以内から 7 年以内に延長された。これにより、毎年 110 万円の非課税枠を活用して少額ずつ資産を移転することによる節税効果が減少した。特に、親が高齢になってから暦年課税による贈与を開始する場合、後年の贈与分が相続財産に加算される可能性が高まるため、一括してまとまった金額の資産を移転できる相続時精算課税を選択するケースが増加したと考えられる。

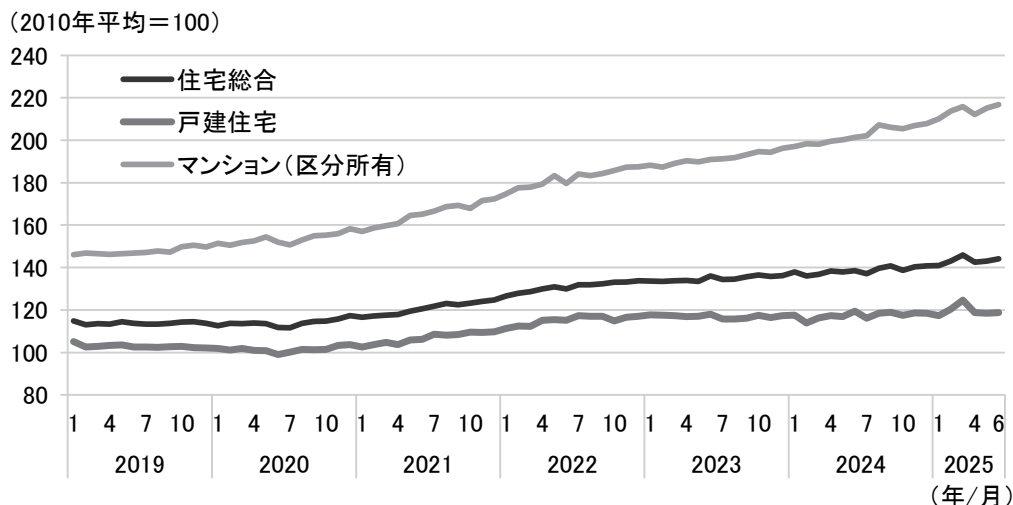
また、2023 年度税制改正前までは、相続時精算課税より暦年課税が有利となる場合が多いとされていたが、同改正により相続時精算課税においても 110 万円の基礎控除が認められたことで、暦年課税より有利となる場合が増加したと考えられる。

2) 住宅取得資金の高騰

近年の住宅価格の高騰も一因と考えられる。国土交通省の不動産価格指数（全国・住宅総合）をみると、2020 年以降は緩やかに上昇を続けており、2024 年 9 月には 140 を超えている。特にマンション（区分所有）指数の上昇が顕著であり、直近の 2025 年 6 月には 216.8 にまで達している（図表 14）。

こうした不動産価格の上昇により、自己資金や住宅ローンだけでは住宅購入資金の調達に難しい若年層が増えていることが推察される。とりわけ、都市部では親世代の

図表 14 不動産価格指数の推移（全国・住宅）



(注) 1. 2010年平均を100とした指数。
 2. データは2019年1月から2025年6月分までを表示。
 (出所) 国土交通省「不動産価格指数(住宅)」より野村資本市場研究所作成

援助がなければ住宅を取得することが難しい状況が広がっており、親世代から子世代への多額の支援がより一層必要とされる状況になっていると考えられる。

暦年課税では毎年110万円までが非課税枠であり、その超過分には累進課税が適用されるため、実際に住宅取得資金に対応するには不十分である。これに対して相続時精算課税は、一括で2,500万円(+基礎控除110万円)まで非課税で資金移転が可能であり、住宅取得資金の援助を目的とした利用が増加していると考えられる⁶。

ちなみに、住宅取得等資金贈与の非課税の特例⁷(非課税枠最大1,000万円)と相続時精算課税を併用すれば、最大で3,500万円(+基礎控除110万円)を非課税で資金を移転することが可能である。

3) 教育資金・子育て支援ニーズの拡大

教育資金や結婚・子育て資金の贈与については、それぞれ非課税制度が設けられている。しかし、これらの制度は用途が限定されており、実務上の柔軟性に欠けている点が課題として指摘されてきた⁸。例えば、教育資金の一括贈与制度⁹では、資金の使

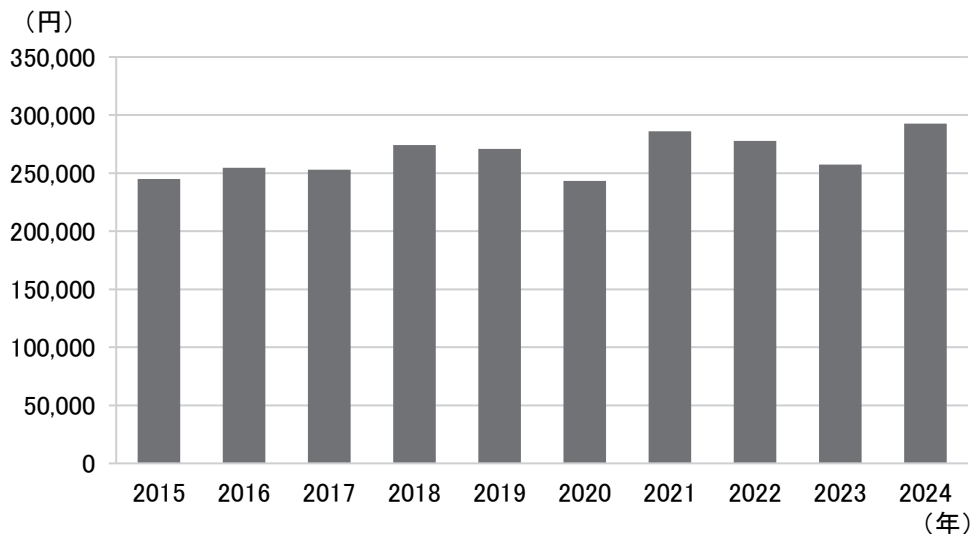
⁶ 相続時精算課税は、原則として贈与者が60歳以上の場合に選択できるが、受贈者等の要件や取得する家屋の要件等を満たすことにより、贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択することが可能である(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例)。

⁷ 2024年1月1日から2026年12月31日までの間に、直系尊属からの贈与によって住宅家屋の新築等に充てるための金銭を取得した場合に適用できる。取得する家屋が省エネ等住宅であれば1,000万円、それ以外であれば500万円が非課税枠となる。

⁸ 教育資金の一括贈与制度については、宮本佐知子「教育資金の一括贈与制度の現状と金融機関による取組み」『資本市場クォーターリー』2018年秋号、を参照されたい。

⁹ 平成25(2013)年税制改正において創設され、当初の適用期限は2023年3月31日までであったが、2023年度税制改正において2026年3月31日まで3年延長された。

図表 15 子ども 1 人当たりの年間教育費



(注) 1世帯当たりの年間教育費×全世帯数／子ども（0～18歳）の数。

(出所) 総務省「家計調査」、「人口推計」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より野村資本市場研究所作成

用目的が教育関連費に限定され、領収書の金融機関への提出が求められるなど、利用にあたっては制約や煩雑さが存在する。

これに対して、相続時精算課税は資金の使途に制限はなく、子や孫のライフイベント全般を支援する際には利用がしやすいと考えられる。2024年は物価上昇の影響もあり、子や孫世代の生活基盤そのものを親世代が早めに支援する傾向が強まったと考えられる。実際、総務省の家計調査から算出した子ども1人当たりの年間教育費は2024年に29.3万円に達し、直近10年で最も高かった（図表15）。家計の子育てに係る負担が増える中、親世代がまとまった資金を前倒して贈与するケースが増加し、相続時精算課税の利用が増加した可能性もある。

4) 「老老相続」の増加

日本では高齢化が進む中で、被相続人と相続人がともに高齢化し、いわゆる「老老相続」となるケースが増加している。政府税制調査会によると、2022年における被相続人の死亡時の相続人等の年齢は60歳以上が52.1%と半分以上を占め、50歳代も含めると79.1%となっている¹⁰。

こうした老老相続の増加は、子世代が資産を受け取るタイミングと実際の資金需要のタイミングにミスマッチを生じさせている。一般に、子世代が住宅購入や子育てに

¹⁰ 財務省、総務省「経済社会の構造変化等について 説明資料（2024年度税制調査会 第2回総会）」2024年5月13日。

最も資金を必要とするのは30～40歳代の時だが、相続が発生するのは子世代が50歳代になってからである。

このタイミングのミスマッチを是正する手段の一つに、生前贈与の早期化がある。その中で相続時精算課税を利用することにより、子や孫世代が資金を必要とする時期に合わせて、まとまった資産を移転することが可能になる。老老相続が一般化している近年においては、相続時精算課税を適切なタイミングで利用することが資産の有効活用につながり、今後ますます重要性が高まると考えられる。

3. 社会的課題となる世代間の資産移転

日本では団塊世代が高齢化する中で、今後数十年にわたり大量の世代間資産移転が発生する「大相続時代」が到来すると予測されている。この過程で、子や孫世代への資金援助ニーズが高まることから、相続時精算課税の利用がさらに拡大する可能性が高いと考えられる。

これまで相続時精算課税は、比較的資産規模の大きな世帯や、住宅取得や子育ての支援といった特定のライフイベントに活用されるケースが多かったとみられるが、制度改正や社会環境の変化に伴い、幅広い世帯が資産移転の選択肢として検討する可能性がある。

一方で、同制度は最終的に相続時に課税が精算される仕組みであるため、活用方法を誤ると納税負担が増えるリスクもある。相続時精算課税を利用する際には、制度の仕組みを正しく理解するとともに、必要に応じて金融機関や税理士等の専門家の助言を得ることが望ましい。

目下、日本の個人金融資産のうち約6割が60歳以上の高齢者世帯に集中し¹¹、世代間の資産格差や消費需要の停滞につながっていることが指摘されている。政府が「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」を進める中で、こうした世代間資産移転の前倒しが一層進行するものと考えられる。

¹¹ 総務省「全国家計構造調査（2019年）」及び日本銀行「資金循環統計」をもとに筆者が試算。